



2022年2月14日

各位

会社名 株式会社 A S I A N S T A R  
 代表者名 代表取締役社長 東 和 雄  
 ( J A S D A Q コード 8946 )  
 問合せ先 管 理 部 長 木 下 美 里  
 T E L ( 045 ) 324-2444 ( 代表 )

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月25日開催予定の第43期定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令に定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定が不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則(第2条)を設けるものであります。なお、本附則(第2条)は、期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

<p>(新設)</p> <p>附則  (監査役の責任免除に関する経過措置)  当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により第 37 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)  第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について電子提供措置をとる。  2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(現行どおり)  (現行どおり)  第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)  第 2 条 定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。  2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。  3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	--

### 3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022 年 3 月 25 日 (金)
定款変更の効力発生日	2022 年 3 月 25 日 (金)

以 上